

# 円滑な建築確認手続等に係る推進計画書

令和2年3月 兵庫県

## 1 推進計画書の趣旨

本推進計画書は、平成22年6月1日から実施された建築確認手続等の運用改善を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）（平成22年5月17日付け国住指第655号）」に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての兵庫県の取組方針を定めたものである。

このたび、令和2年2月5日付け国住指第3643号により、同指針が改定されたことに伴い、本推進計画書についても改定を行う。

## 2 基本目標

特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関等と連携し、円滑な経済活動の確保を前提としつつ、建築物の安全性を確保するため、迅速かつ適確な確認審査を実施することを基本目標とする。

特に構造計算適合性判定を要する申請については、申請図書等の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値について、短縮を目指すこととする。

## 3 円滑な建築確認手続等を図るための取組

### 3-1 建築確認審査の迅速化のための取組

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続の迅速化のための取組方針を以下のように定める。

#### ① 「確認審査等に関する指針」等に基づく適確な審査

建築基準法施行規則及び「確認審査等に関する指針」（以下「指針告示」という。）等関係告示に基づき、適確な確認審査を行う。

確認審査の具体の運用方法は、原則として、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル [一般建築物用]」（一般社団法人 新・建築士制度普及協会発行）及び「同 [小規模建築物用（木造住宅等）]」（一般社団法人 木を活かす建築推進協議会）によるものとする。

#### ② 「補正等の書面の交付」の適正な実施・運用

申請図書等に不備がある場合又は申請図書等の記載事項に不明確な点がある場合は、指針告示に基づき、申請者等に対して「相当の期限」を定めて申請図書等

の補正又は追加説明書の提出を求める書面の交付（以下「補正等の書面の交付」という。）を行う。

「相当の期限」は、補正等の書面の交付の日以降の申請者等が申請図書等の補正を行うまでの間又は追加説明書を提出するまでの間も法第6条第4項に定める期間（以下「確認審査期間」という。）に含まれることに留意しつつ、指摘事項に応じて申請者等が十分に対応可能な期限を定めることとする。

また、審査期間の短縮、申請者等の負担軽減等を図るため、指摘事項については可能な限りまとめて示すことを原則とするが、特に建築計画に大きく影響する斜線制限、容積率制限についての指摘事項がある場合等には、速やかに申請者等に対して補正等の書面の交付を行う。なお、この場合、全ての指摘事項ではない旨を明示する。

### ③ 「法定通知」の適正な実施・運用

建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、法第6条第7項等に基づき、適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の交付を行う。

#### 法定通知を行う「正当な理由」に該当する場合

- (1) 申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しているなど、建築計画が確定していると認められない場合
- (2) 設計図書間の不整合が多数あり、審査の実施が困難な場合
- (3) 補正等の書面の交付を行った場合において、定められた期限までに申請者等が補正若しくは追加説明書の提出を行わない場合又は補正若しくは追加説明書の提出を行っても、その内容が不十分な場合

(1)及び(2)の場合においては、原則、法定通知により確認審査は終了することとなる。(3)の場合において審査の継続実施が可能と判断される場合は、法定通知により、期限を定めて申請図書等の補正又は追加説明書の提出を求めるものとする。

なお、法定通知の日から申請図書等の補正を行う日又は追加説明書の提出の日までの間は確認審査期間に含めないものとする。

### ④ 構造計算適合性判定手続の円滑化

確認申請と構造計算適合性判定申請については、申請者等がそれぞれの関係機関に直接申請することから、構造計算適合性判定審査が確認審査と並行して行われたり、構造計算適合性判定審査が確認審査に先行することとなる。このことから、構造計算適合性判定手続の円滑化のため、審査段階における特定行政庁又は指定確認検査機関と指定構造計算適合性判定機関との一層の連携・調整を行う。

### 3-2 建築確認審査の過程のマネジメントのための取組

確認審査の過程を適正にマネジメントするための取組方針を以下のとおり定める。

#### ① 申請毎の審査の進捗状況の適正管理

各申請における確認審査の進捗状況等を適正に管理できる体制を整備する。特に審査が長期化している申請、長期化のおそれがある申請等については、確認審査期間に十分留意し、「法定通知」を適正に実施するとともに、必要に応じて指定構造計算適合性判定機関と調整等を行う。

また、各申請の審査状況、平均総審査日数、平均実審査日数等を適宜、整理・把握し、審査体制や審査方法に改善の余地がないかについて検証を行う。

#### ② 確認審査に係る情報の共有化

特定行政庁及び指定確認検査機関も含めた審査担当者全体の審査技術力を向上させるとともに、統一的な運用、確認手続の公平性・効率性等を確保するため、兵庫県内特定行政庁等連絡会議等を活用し、一般から寄せられる確認審査に係る意見・苦情、確認審査業務における諸課題、それらへの対応等について、協議・意見交換等を行い、確認審査に係る情報の共有化を行う。

#### ③ 審査職員への研修等の実施

審査担当者の審査能力の向上、審査のバラツキの防止等を図るため、確認審査を行う職員に対する審査研修等を適宜、実施する。

### 3-3 指定確認検査機関等に対する指導監督の徹底

指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対する指導監督を行うための取組方針を以下のとおり定める。

#### ① 指定確認検査機関に対する指導監督

指定確認検査機関における確認審査業務の公正かつ適確な実施を確保するため、当該機関における審査体制、審査過程、審査内容等について、法第77条の31第1項及び第2項に基づく報告徴収、立入検査等を適宜実施し、必要な指示、監督命令、国土交通大臣への報告等を行う。

立入検査については、特定行政庁にも実施を促し、必要に応じて合同で検査を実施する。

#### ② 指定構造計算適合性判定機関に対する指導監督

指定構造計算適合性判定機関における構造計算適合性判定業務の公正かつ適確な実施を確保するため、当該機関における審査体制、審査過程、審査内容等について、法第77条の35の17第1項に基づく報告徴収、立入検査等を適宜実施し、必要な指示、監督命令等を行う。

また、判定員の指摘事項の平準化、判定業務の迅速化等を図るため、定期的に任

意の立入検査を実施し、判定に日数を要した申請等について、日数を要した要因等を主に技術的見地から調査し、必要な指示を行う。

さらに、判定業務のより一層の円滑化を図るため、関係団体、申請者等から寄せられる意見・要望等も踏まえ、判定業務の改善等方策について、機関側と必要に応じて継続的に協議・意見交換を行う。

#### **3-4 その他**

本推進計画で定めた取組の実効性を確保するため、本推進計画書を兵庫県ホームページで公表する。